

**いわゆるみなし到達条項は債権譲渡通知には有効ではないとされた事例**

【文献種別】 判決／東京高等裁判所  
【裁判年月日】 平成27年3月24日  
【事件番号】 平成26年（ネ）第4769号  
【事件名】 譲受債権、譲受債権不存在確認反訴請求控訴事件  
【裁判結果】 控訴棄却（上告）  
【参照法令】 民法467条1項・97条1項  
【掲載誌】 判時2298号47頁

LEX/DB 文献番号 25543418

**事実の概要**

Y株式会社は、平成19年7月27日、A株式会社から15億円を借り受けた（以下「本件債権」という）。この際に本件債権に係るA Y間の金銭消費貸借契約においては、「1 印章・名称・商号・代表者・住所勤務先その他届出事項に変更があったときは、直ちに、債権者に対して書面（印鑑証明を必ず添付）で届け出ます。2 第1項の届出を怠ったために債権者の通知・書類送付等が延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなすことに同意します。」との条項があった（以下「本件みなし到達条項」という）。なお、判決文では「みなし到達規定」としている。同日、AはB株式会社に本件債権を譲渡し、Yは同債権譲渡を承諾するとともに、本件債権を被担保債権とする抵当権を設定した。

その後本件債権は、平成20年11月にC株式会社に、同年12月にD合同会社に、平成24年12月10日にX株式会社に順次譲渡された（なおこの間にBの倒産等があり、本件債権のDへの帰属は裁判上の和解を経て確認されている。BからC、CからDへの本件債権の譲渡については通常の譲渡通知がされた証拠はなく、BCDは連名で「債権帰属確定通知」なるものを特定記録郵便でYの旧所在地宛てに郵送しているが、特定記録郵便はなんら配達証明になるものではなく、一審判決は、「本件債権帰属確定通知が被告に到達したと認めるには疑問があると言わざるをえない」としている）。

Dは、平成25年3月27日に、Y宛てに、本件債権をDからXに譲渡したことを通知する旨の書面を内容証明郵便により発したが（以下「本件

債権譲渡通知」という）、Yは同年1月22日まで本店を移転してその旨の登記を了しており、移転前の旧本店所在地に宛てて送付された同通知は、保管期間経過によりDに返送された。

Yは、平成20年6月5日に本件債権残元本についての期限の利益を喪失した。Xは、平成25年3月4日、本件債権の一部である1,000万円の支払いを求める支払督促を申し立て、同年5月26日、支払督促正本がY代表者の住所地に送達された。Yは、同年6月7日、同支払督促に対して督促異議の申立てをし、本件訴訟に移行した。

Xは、Yは本店移転について債権者に届出をしなかったから、本件みなし到達条項により本件譲渡通知はYに到達したものとみなされると主張し、その上で、Xは本件債権における消滅時効の起算日が平成20年6月5日であるとしても、同起算日から5年を経過する前の平成25年3月4日、本件債権のうち1,000万円についての明示的な一部請求として前記支払督促申立てを行ったことにより、本件債権全体について裁判上の催告をし、前記支払督促申立てから6か月以内である同年6月27日、前記抵当権を設定した不動産について競売開始の申立てをしたから、これにより本件債権の消滅時効は中断したと主張した。

原判決（判時2298号53頁）は、本件債権譲渡通知はYに到達しておらず、本件みなし到達条項が債権譲渡の通知にも適用されるとあれば、債務者には債権の帰属関係が不明確となり、二重弁済の危険が生じることとなって、取引の安全を害することになるから、その限りで本件みなし到達条項は無効と解するのが相当であるとし、そうすると前記支払督促申立ては債権譲渡の通知を欠くも

ので時効中断の効力がなく、前記競売開始申立ては時効完成（平成25年6月5日）後のものであるとして、Xの本訴請求を棄却するとともに、Yの反訴請求をほぼ全部認容した。Xより控訴。

## 判決の要旨

控訴棄却。「(二重譲渡の優劣基準について、債務者の認識を根幹とする、債権譲渡の対抗要件の基本構造を説いて到達時説を採用した最判昭49・3・7民集28巻2号174頁を引用して)このように、民法は、債務者の認識を通じて、債権についての取引の安全を確保しようとしているから、債権譲渡においては、その通知を発送したことよりも、通知が債務者に到達したことを重視すべきである(中略)。したがって、実際に本件債権譲渡通知が被控訴人に到達しておらず、これにより債務者である被控訴人が譲渡の事実を認識するに至らなかったにもかかわらず、本件みなし到達規定により、本件債権譲渡通知が被控訴人に到達したものと解することは相当ではないというべきである」。

「(控訴人は、民法467条1項が債務者の利益を保護するものであって、任意規定と解すべきであるから、本件みなし到達規定により、本件譲渡通知は被控訴人に到達したと解すべきと主張するが)民法が予定する債権譲渡の通知は、債務者の利益を保護することに尽きるのではなく、債権の取引の安全をも考慮したものである。そして、当該債権が二重に譲渡される客観的な可能性が全くないのであればともかく、少なくとも本件においては、債権者であるDが本件貸金債権を控訴人以外の第三者に譲渡する客観的な可能性が全くなかったと認めるに足りる的確な証拠はないのである。したがって、本件債権譲渡通知に本件みなし到達規定を適用するとした場合には、債権の取引の安全を害するおそれがあり、民法が対抗要件として通知又は承諾を求めた趣旨と矛盾、抵触することになるというべきである」。

「(控訴人は、民法467条1項が強行規定であるとしても、本件みなし到達規定は「対抗要件の具備」をみなすのではなく、「通知の到達」をみなすものであるから、民法97条1項に関する合意に過ぎず、同法467条1項と矛盾、抵触するものではないと主張するが)上記のとおり、債権譲渡の対抗要件制度が債務者の認識を根幹とするものであり、この認

識は通知の到達の有無によって左右されることに照らすと、通知が到達していないにもかかわらず、到達したものとすることは、結局のところ、債務者の認識を通じて債権の取引の安全を確保しようとする民法の趣旨を没却することになるというべきである。したがって、本件みなし到達規定が民法97条1項に関する合意であるとしても、本件債権譲渡通知が被控訴人に到達したとみなすことは相当とはいえず、控訴人の上記主張も採用することはできない」。

「(本店の所在地を移転させ、届け出ていなかった被控訴人が本件債権譲渡通知の未到達を主張して債務を免れるのは権利の濫用に当たり、また信義則に反するとの被控訴人の主張に対しては)最終の変更登記から本件貸金債権の消滅時効が完成するまでに4か月以上の期間があったことに照らすと(中略)直ちに被控訴人が支払を免れる目的、意図のもと、本店所在地を移転したと認定することはできない(中略)。控訴人は、本件貸金債権を譲り受けるに当たって、その消滅時効が平成25年6月に完成する可能性のあることを認識できたものと解され、債権保全の方策を講じる必要性があり、その時間的な余裕もあったと推認されるところ、債権譲渡の通知がされたのは譲渡から3か月半以上が経過した平成25年3月27日のことであった。そして、この通知は同年4月5日に返送されたのであるが、控訴人は、Dに対して、通知の到達の有無を確認し、被控訴人の本店所在地が移転していることを教示したり、支払督促正本の送達と同様に、代表者の自宅宛に送付することを求めた形跡は全く窺われないのである」。

(以上から、前掲第一審判決と同一の理由で、本件貸金債権は時効により消滅したと判断した。)

## 判例の解説

本判決の論理を至当と考える。以下順を追って解説する。

### — 467条1項2項の強行規定論と学説の展開

この点について、判例は古くから、対抗要件に関する規定は強行規定であるとしてきたのだが(大判大10・2・9民録27輯244頁、大判大10・3・12民録27輯532頁)、学説には一時争いがあった。民法467条2項が第三者対抗要件の規定として、

公示の必要性、優劣関係の決定の必要性から、強行規定であることは当然なのであるが、1項については、かつて我妻博士が、「債務者が自ら危険を負担しようとすることは、暴利行為とでもならない限り、無効とする必要はあるまい」「債務者に対する対抗要件は、要するに、債務者をして新債権者が誰であるかを知らしめる以上の意義を持つものではない<sup>1)</sup>」として、1項任意規定論を説き、「通知・承諾なしに譲渡を債務者に対抗しうる」特約の有効性を認める主張をした。一時はそれに追隨する学説が非常に多かったのである。

しかしこれに対して筆者は、昭和53年に発表した論文で、「通説（我妻説）はどちらかと言えば債務者のことばかり問題にしているが、問題はむしろそこにはなく、当該債権に絡んでくる第三者の方にある」「本来債権譲渡の通知・承諾は、債務者に新債権者（譲受人）を知らしめるだけのものではなく、債務者の新債権者についての認識と、外部からのその問い合わせに対する回答とにより、公示の機能を営むものであり、まさにこの理由から、当該債権に関係しようとする第三者（譲渡人の債権者等）の保護のために、通知・承諾を省略する特約は許すことができないのである。通常の指名債権の場合には、いかなる時もそれら第三者の介入の可能性を捨象しきることはできないのであるから、『対債務者に限って』という条件を付してそのような特約を認めることも不都合と言わなければならない。したがって、あえて一項も強行規定と解する立場を正当とする<sup>2)</sup>と主張した。そしてその後、この見解を採用する学説が増えていったのである<sup>3)</sup>。

本判決の採用した論理は、この筆者の文章とまさに一致している。もっとも筆者は、我妻説に対抗する「学説」を立てたのではない。立法沿革から民法467条の対抗要件の基本構造をかんがみるならば、このような帰結になると指摘したまでのことである。そしてそれが大審院判例の立場であったわけであるから、本判決も簡潔に、立法趣旨と判例の態度にしたがって判示したものと解説すればよからう。

## 二 467条の対抗要件の構造

周知のように、467条1項2項の債権譲渡の対抗要件は、債務者を生ける公示機関、インフォメーションセンターとするという基本構造を持ってい

る。それは、本判決も引く最判昭49・3・7（民集28巻2号174頁）が指摘した通りなのであるが、それは同判決の創作ではなく、梅謙次郎起草委員が述べ、ボワソナードが述べ、さらに母法たるフランス民法1690条の説明として言われていたことである<sup>4)</sup>。もちろんこの債務者への問い合わせとその回答に公示の要素を見出すのは非常に不完全なシステムである。それは批判されて当然なのであるが、ただ、そうして債務者に情報を集めることによって、債務者保護と公示機能を二つながらに果たすのは、ひとつの優れたやり方であることは疑いない。債務者抜きで譲渡契約ができる債権の場合には、物権と同様の登記システムでは、第三者対抗要件は具備できても対債務者権利行使要件は具備できないのである（今日の債権譲渡登記制度はまさにそのように構築されている）。

そうすると、債務者には、利害関係を持った第三者に適切に対応するためには適切に情報が与えられなければならない、それゆえにその情報を遮断する、通知・承諾を不要とする特約は許されるのではない、ということになるのである<sup>5)</sup>。したがって、わが民法典がフランス民法典と同様に、（債務者が譲渡について一定の法定された手続によって認識をする）通知型対抗要件主義を採用したその基本構造を維持するためには、2項の確定日付のある通知・承諾という手続履践を省略することが許されないのはもちろんのこと、1項の無方式の通知・承諾を省略することも、（当該債権について二重譲受人や差押債権者の出現する可能性が捨象しきれない以上）許されないというべきなのである。

## 三 1項と2項を分けた意義は限定的である

日本民法典が民法467条を1項と2項とに分けたことを理由にして、上記の沿革的理解を否定しようとするのは誤りである。

これは明治民法起草時に、なるべく債権譲渡の対抗要件の手続を簡便にしようという観点から、本来母法たるフランス民法1690条や旧民法財産編367条が、第三者対抗要件と債務者対抗要件を分けずに、公示機能や先後決定機能の十分に備わった重い対抗要件を規定していたのを、債務者に対するだけならと軽減して1項の無方式の通知・承諾を創設したものである<sup>6)</sup>。しかしながら、この1項の無方式の通知承諾という対抗要件（対債務者権利行使要件）は、他に競合する第三者（譲

受人や差押債権者）が出現しない場合にだけ有効となるものであり（第一譲受人について確定日付のない通知があり、その後第二譲受人について確定日付のある通知があった場合、債務者は第二譲受人に支払わなければならない。大連判大8・3・28民録25輯441頁）、かつ、ほぼすべての取引上の金銭債権については、二重譲渡や差押えなど、他の第三者が登場する可能性は捨象できないのであるから、譲受債権を確保したければ、2項の第三者対抗要件を具備しておかなければならないことになる<sup>7)</sup>。つまり、467条の1項を分離したことの効果は限定的なものであり、ましてや同条の通知型対抗要件の基本構造に変更を及ぼすものではないのである。

なお、現在進行中の民法（債権関係）改正審議においても、2015年3月に国会に上程された民法改正法案467条についてはこの通知・承諾の方式が現状通りに維持されており、そのことから同条の通知・承諾の評価について現状の取り扱いを変更することは適切でないといえる。逆に、現行規定を前提とする債権譲渡の対抗要件法理的確な運用と紛争の防止に今後も努めなければならないと思われる。

#### 四 当事者間の合意の有効性と強行規定に抵触する合意の否定

通知到達を、通常到達すべきときに到達したものとみなすという合意は、取引中の当事者間での一般の通知事項については、（それがいわゆる不当条項の色彩を帯びる内容でなければ）意思自治の範囲として有効とみてよいと思われる。

しかしながら、それが第三者との権利変動の優劣を判定する手段としての対抗要件にかかわるものとしては、上述のような理由から無効である。当事者が強行規定に反する合意をすることは許されないといってもよい。したがって、みなし到達の合意をした当事者間においても、債権譲渡の通知についてはその効力を主張することは許されるべきではないのである。

#### 五 通知の到達を「みなす」規定という論理

なお控訴人は、本件みなし到達規定は、債務者対抗要件の具備を「みなす」規定ではなく、通知の到達を「みなす」規定に過ぎないと主張するが、この論理も成り立たない。

つまり、対抗要件としての通知は、債務者に譲渡の情報を与えることが目的なのであり、また、他の第三者との関係では、まさにいつ着いたかが問題なのである（前掲昭和49年判決参照）。したがって、第三者との関係では、通知の到達時が把握できなければならないし、債務者との関係でも、通知によって実際に情報が与えられなければいけないのである。それゆえにその情報を遮断する、通知・承諾を不要とする特約は許されず、同様に通知の「到達」はみなされてはならないのである。

#### 六 被控訴人が通知の未到達を主張することと権利濫用および信義則違反の成否

控訴人は、被控訴人の権利濫用や信義則違反を主張するが、この点は一審・二審判決の「債権者からの権利行使を免れるためにあえて上記のごとき本店移転および登記上の所在地の表示等をしたとまで認めるに足りる証拠はない」という判断に尽きると思われる。また逆に控訴人には、本判決が指摘するように、時効完成の可能性のあることを認識して債権保全の方策を講じる時間的な余裕もあったこと、債権譲渡通知が返送されたのに、Dに対して通知の到達の有無を確認し、代表者の住所宛てに再送することを求めた形跡も窺われないことなどの、債権管理に関する問題行動が存在したのである。

以上の諸点からすれば、本件一審・二審の判決は至当であり、このまま上告審でも維持されるべきと考える。

#### ●—注

- 1) 我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、1964年）[761]。同旨、末弘巖太郎「判批」『判例民事法大正10年度』50～51頁。
- 2) 池田真朗『債権譲渡の研究』（弘文堂、1993年）（現在は2004年増補二版）98～99頁（初出は池田「民法467条における1項と2項との関係」法学研究（慶應義塾大学）51巻2号（1978年）25頁以下）。
- 3) 平井宜雄『債権総論〔第2版〕』（弘文堂、1994年）139頁以下等。
- 4) 池田・前掲注2）『債権譲渡の研究』112頁以下参照。
- 5) 池田・前掲注2）『債権譲渡の研究』99頁。
- 6) 池田・前掲注2）『債権譲渡の研究』83頁以下参照。
- 7) 池田・前掲注2）『債権譲渡の研究』94頁以下参照。